

議案第57号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年3月3日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「未来まちづくり部」を「都市計画部  
建設部」に改める。

第2条第1号ウ中「都市整備及び」を削り、同号エ中「広域事業」の次に「(都市基盤の整備に係るものを除く。)」を加え、同条第8号中「未来まちづくり部」を「都市計画部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからコまでをウからケまでとし、サからセまでを削り、同条に次の1号を加える。

(9) 建設部

- ア 交通政策に関すること。
- イ 都市基盤の整備に係る国及び滋賀県の事業その他の広域事業に関すること。
- ウ 道路に関すること。
- エ 河川、急傾斜地及び港湾に関すること。
- オ 土地地籍調査に関すること。
- カ 建築に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大津市都市計画審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「未来まちづくり部」を「都市計画部」に改める。

- (1) 大津市都市計画審議会条例（昭和44年条例第38号）第9条
- (2) 大津市建築審査会条例（昭和47年条例第3号）第7条
- (3) 大津市開発審査会条例（平成13年条例第5号）第6条

（大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

3 大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 都市計画部が所管する指定施設 大津市都市計画部指定管理者選定委員会

第11条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 建設部が所管する指定施設 大津市建設部指定管理者選定委員会